

住宅の応急修理制度にかかる説明会

令和5年5月15日（月）11時～

すず市民交流センター3階第5会議室

次 第

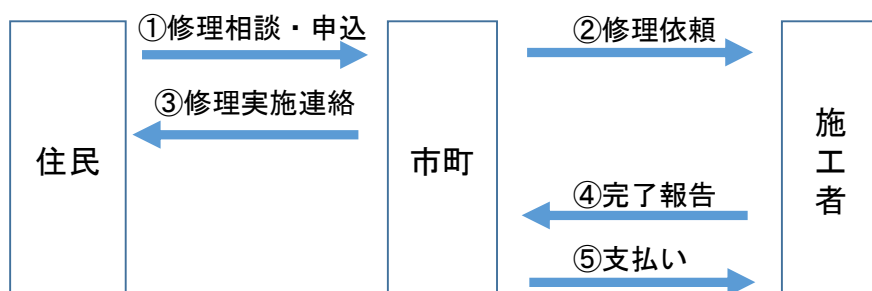
1. 制度の概要・ポイント P1～4
2. 手続き・提出書類について P5、6
3. 制度の対象となる工事例、Q&A . . 実施要領 P6 等
4. その他

住宅の応急修理制度について（災害救助法）

概要

「応急修理制度」は、地震により被害を受けた住宅の応急修理について、住民からの申し込みに基づき市町が施工者に修理を依頼し、実施するものです。

修理対象は、屋根や壁・窓、台所・トイレなど日常生活に必要不可欠な部分が対象となります。



イメージ図 大まかな修理（手続き）の流れ

★地震被害から修理完了までのポイント

- ・ 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 写真の撮影は必須です。（工事前、工事中、工事後）
- ・ 住宅設備等のグレードアップは不可です。
- ・ 住宅設備等は、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意

対象区域・対象者

対象区域：珠洲市、輪島市、能登町

対象世帯：上記市町で、被害を受けた住宅が罹災証明書で、「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の被害を受けた世帯
（「全壊」の場合でも修理により居住が可能となる場合は、対象となります。）

※納屋や車庫、空き家は対象となりません。

費用の限度額（1世帯あたり）

全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊：706,000円以内

準半壊：343,000円以内

※費用は市町から修理業者に直接支払います。

※限度額を超える部分は、自己負担となります。

完了期限

令和5年8月4日（状況に応じ延長の場合あり）

※ 制度の活用・相談は各市町の窓口へお問い合わせください。
連絡先は県HPをご確認ください。

【応急修理制度の趣旨】

日常生活に必要最低限の部分 を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたもの

【応急修理実施のポイント】

- ・ 地震による被害と直接関係のある修理が対象です。
- ・ 空き家や納屋、車庫は、本制度の対象外です。
- ・ 災害により損傷を受けた箇所（部分）が本制度の修理対象です。（災害の難を逃れたものは対象外です。）
- ・ 住宅設備等のグレードアップは対象外となります。
- ・ 住宅設備等については、取替え前後の品番の撮影やカタログの写しを用意してください。
- ・ エアコン等の家電は、対象外となります。
- ・ 写真の撮影は必須。（工事前、工事中、工事後）

【その他】

- ・ 応急仮設住宅（賃貸型）との併用も可能。（条件あり）
- ・ 応急仮設住宅（建設型）との併用は不可。

住民周知用チラシ（イメージ案）

災害により住宅に被害を受けた方へ重要なお知らせです。

内閣府防災担当

応急修理制度の利用に当たっては、
被害箇所・修理箇所が分かるよう
“写真”を撮影して下さい。

カメラがない場合はスマホで構いません。必ず写真を撮影してください。

住宅の応急修理制度をご利用いただくに当たっては、修理を行う箇所について被害状況が分かるように写真を撮影する必要があります。
撮影に当たっての留意点等は以下のとおりです。

<撮影上の留意点>

- (1) 外観（壁、玄関、窓、屋根など）の亀裂、剥がれ、歪みなど
 - ✓ 浸水高が分かるようにメジャー等で高さが分かるように撮影しましょう。メジャー等がない場合は浸水高を指さして撮影しましょう。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。室外で撮影する際は、逆光による白飛びや明るさ不足による潰れに注意してください。また、屋根など撮影に危険が伴う場合は修理業者に依頼してください。
- (2) 室内（床板、扉、壁など）のめくれ、反り、腐食、脱落など
 - ✓ 被災した部屋ごとの全景写真を撮影しましょう。片付け等をした後だと被害状況が分かりにくくなってしまいます。事前に撮影しましょう。室内で撮影する際は、明るさや手ぶれに注意してください。また、フラッシュをたいた場合は光の反射に注意してください。
 - ✓ 破損状況を箇所別に撮影しましょう。
- (3) 設備（キッチン、トイレ、浴槽、給湯器など）の破損、故障など
 - ✓ 破損箇所・故障箇所が分かるように撮影しましょう
 - ✓ 設備の型番・形式等が分かる写真も併せて撮影しましょう
 応急修理制度は被災前の同等品への修理・交換が対象となります。

<修理業者の方にもお伝えください>

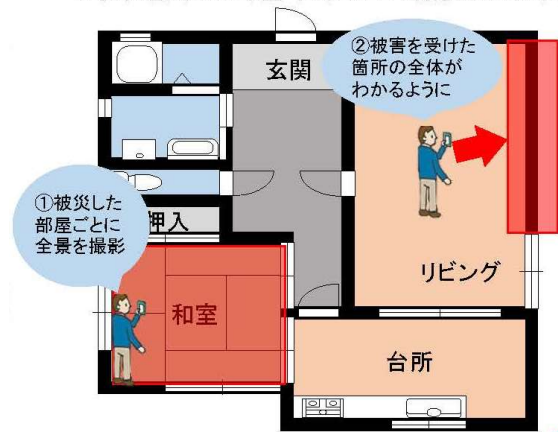
- ✓ 工事の修理中、修理後の写真も必要となります。修理業者に撮影を依頼しましょう。



<イメージ図>



★被害を受けた部屋・箇所は全て撮影しましょう。



129

(参考) 被災した自宅の写真撮影について

被害認定や応急修理の申請時には、自宅の被災状況のわかる写真等の添付が必須となる。

被害状況や修理状況の正確な把握を行うため、被災者や修理業者等に対して、応急修理等の申請書類を配布する際など、**修理前、修理中、修理後の写真撮影**を行うよう周知徹底願いたい。

○ 修理前状況写真の撮影（被災者又は修理業者が撮影）

風水害等により被災した場合は、破損箇所や修理状況を撮影する際、以下の箇所を必ず撮影すること。

(1) 外観（亀裂、剥がれ、歪みなど）

- ① 浸水高が判るようにメジャー等で高さが判るように撮影
- ② 屋根瓦などのズレや破損状況を撮影
- ③ 玄関、窓（サッシ）、外壁等の破損状況を箇所別に撮影



(2) 室内（めくれ、反り、腐食、脱落、カビなど）

- ① 居室など浸水・カビ発生等の状況がわかるよう撮影
- ② 廊下、台所、トイレ、浴室、各居室の扉や内壁・間仕切壁など修理の対象となる箇所を撮影（床材のめくれ、反り、カビ、腐食など）
- ③ 浸水した断熱材などが脱落している状況やカビている状況を撮影

(3) 設備（破損、故障など）

- ① キッチン、トイレ、浴槽、洗面台、給湯器などの故障箇所・破損箇所が判るように撮影
- ② 設備の型番・形式等が判るように撮影し、修理後に設置した設備と同等品であることが判るようにすること。

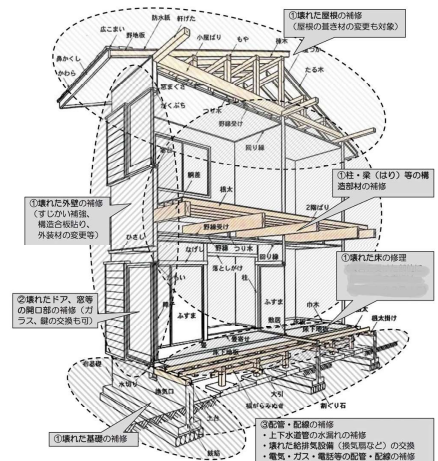
※ 屋根などの撮影を行う際は転落しないよう十分に気を付けること。
自分で撮影できない箇所等は施工業者に撮影してもらうこと。

○ 修理中・修理完了後の写真撮影（修理業者が撮影）

修理箇所を施工段階から完了まで撮影すること。以下、一例を挙げる。

- ① 床の修理：根太の交換⇒断熱材交換⇒下地材交換⇒床材（畳）交換
- ② 設備交換：故障した設備の取り外し⇒故障箇所確認⇒製品の交換
- ③ 屋根修理：足場設置⇒古い屋根材の撤去⇒野地板交換⇒防水シート交換⇒屋根材（瓦）の設置⇒雨どい交換など⇒足場撤去

カメラ・スマホなどで4方向から撮影



130 3

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

② 罹災証明の区分の変更

罹災証明書には、令和2年3月に改訂された「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」により、住家の被害の程度の欄に、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」「半壊」、「準半壊」又は「準半壊に至らない」のいずれかの区分が記載されることとなっている。

全 壊 (※)	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準 半 壊	準半壊に至らない
住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合					
50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

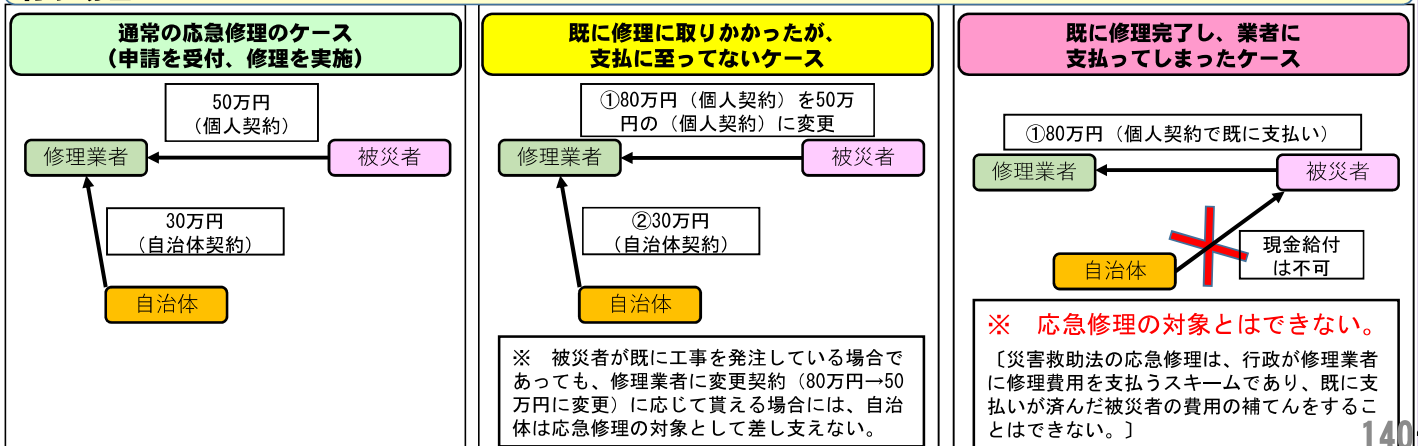
(※) 全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能である場合は支援の対象となる。

ポイント 9 住宅の応急修理に関する留意事項

⑥ 被災者の中には、住宅の応急修理について自治体が相談・受付を開始するよりも前に、修理業者に工事を依頼している場合が見受けられる。

このような事案が発生しないよう自治体において速やかな相談・受付体制の整備を行う必要があるが、当該事案が発生した場合には以下の取扱いとなるので参考にされたい。

「準半壊」の罹災証明書を受けた被災者が、修理総額80万円の工事について、30万円分を応急修理として行う場合



【 応急修理手続きの流れ 】

Step1

事前
相談

被災者

①修理相談

施工者

②見積書提出
修理内容の説明

被災者

③修理内容の相談

市町

④り災証明・申込書様式入手

Step2

申請書
提出
受付

被災者

⑤申込（書類提出）

市町

<提出書類>

- ・「住宅の応急修理申込書」（様式第1号）
- ・「り災証明書」の写し
- ・「施工前の被害状況が分かる写真」
- ・「修理見積書」（様式第3号）
- ・「資力に関する申出書」（様式第2号）
- ・「住宅の被害状況に関する申出書」※必要がある場合

Step3

工事の
依頼

被災者

⑥' 工事実施連絡

市町

⑥修理依頼・請書

施工者

<送付書類>

- ・「応急修理実施連絡書」（様式第5号）
- ・「修理依頼書」（様式第4号）
- ・「請書」（様式第6号）

修理業者による工事の実施

Step4

完了
報告

市町

<提出書類>

- ・「工事完了報告書」（様式第7号）
- ・「施工前、施工中、施工後の写真」等

⑦工事完了報告

施工者

⑧修理費用確定

Step5

支払い

市町

⑨請求書の提出

施工者

⑩支払い

(別紙)見積書

修理見積書

見積金額(応急修理分) 706,000 円 (他に被災者負担分 328,000 円)

工事名称	対象 (※1)	数量	単価	金額	備考
1 仮設工事	○	一式	●●● 円	110,000 円	外壁工事の仮設
					※給湯器やエコキュート等を交換する場合は、 交換前後の品番も記入してください。
2 外壁工事					
筋交●ミリ×●ミリ	×	● m ²	●●● 円	55,000 円	耐震工事
合板●ミリ厚	×	● 枚	●●● 円	55,000 円	耐震工事
金物	×	● 式	●●● 円	55,000 円	耐震工事
外壁張替え	○	● m ²	●●● 円	220,000 円	地震被害箇所の取替え
下地工事	○	● m ²	●●● 円	110,000 円	地震被害箇所の取替え
断熱材取替え	○	● m ²	●●● 円	55,000 円	地震被害箇所の取替え
3 衛生設備工事					
便器取替え	○	一台	●●● 円	77,000 円	破損ロータンク含む
配管工事	○	● m	●●● 円	33,000 円	
下地補修	○	● m	●●● 円	33,000 円	
仕上げタイル補修	○	● m ²	●●● 円	33,000 円	便器取替えの付帯工事
施工費	○	● 人	●●● 円	33,000 円	
4 床工事					
床板の取替え	○	● 人	●●● 円	55,000 円	地震被害箇所の取替え
床下断熱材の取替え	○	● 人	●●● 円	55,000 円	地震被害箇所の取替え
フローリングの取替え	○	● 人	●●● 円	55,000 円	仕上げのみの取替え不可
合計				1,034,000 円	
(うち消費税)				103,400 円	
応急修理分				869,000 円	(※2)
応急修理限度額(半壊)				706,000 円	
被災者負担分				328,000 円	

※1 住宅の応急修理の対象となる工事について「○」を、対象とならない工事について「×」を記入すること

※2 1世帯あたりの限度額を超える部分の工事については被災者負担分に計上すること

<限度額> 全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の場合 : 706,000円
準半壊の場合 : 343,000円

上記のとおり見積もり致します。

令和 年 月 日

住所
会社名
電話番号
代表者名